

て、共通課題の解明に参加しようとするものである。土地が本質的に私的所有になじまないものであるとすれば、漁場はさらに強くそのような性格を示している。この点では、明治以来のわが国の法制度が「海面官有地化布告」（明治六年）、「借区制布告」（明治八年）、公共用水面概念の法定（明治四三年、漁業法）等として、一方で漁業権の物権的性格を強めながらも、基本的性格を保持してきたことと重なるものであり、この点はさらに戦後の漁業法（昭和二四年）が、漁業生産力をあげるために不可欠な、「相当広い水面を単位とした総合的な計画性」（新漁業法国会提案理由書）をもたらせることが必要として、漁業権の物権的性格の修正をはかったこともつながっている。一人の漁業者が占有する漁場面積はわずかであるとしても、水を通しての相互の関連は土地の場合より直接であり、それだけに漁場全体の管理への個々の漁業者の関心はいっそう強いと考えられる。

農業的土地区画整理事務における集団的土地区画整理事務が、現在の農業生産力の高まりの中で注目されてきてはいるが、このことは漁業においてはすでに早くから自覚化され、漁業共同体による漁場規制として実行されてきたところである。たとえば、明治十九年の「漁業組合準則」公布前後の「漁場支配権をふくむ漁業律の趣旨は、水族繁殖のための漁場統制にありとする思想」であったといわれている（青塚繁志）。とくに地先漁業では、漁業生産力が資源保護のための漁場管理と一体であることから、漁業権の種類が漁場の共同管理の程度を反映する面をもちながらも——すなわち戦後では、地先漁場内で繁殖する魚介藻類を主たる目的とする共同漁業権においてこの共同管理はもともと強く、区画内での養殖を目的とする区画漁業権がこれにつ

四、漁場管理と漁業村落の変容

—三重県志摩郡の事例を中心に—

中田 実

本報告は、共通課題「土地と村落」を「漁場と村落」を読みかえ

は漁業者による個別管理が先行するが——、基本的には地先水面、さらには同一海内とか海区の漁業全体の状況が生産にたいして大きな規定力をもつことは避けられないものであり、それゆえに共同管理の性格の強い漁業権は漁業（協同）組合に認可されてきたのである。漁村の工業化や観光地化によって漁業水域の水質や底質の悪化がすすむにつれて、漁場の個別的管理の限界も早くから顕現するにいたる。さらに水産養殖における技術水準の限界や個別宮利の追求としての密殖化などが、水域全体の富ないし貧栄養化や病気の多発、斃死率の増大、品質低下をもたらし、漁業経営の困難化を招くことは、すでに各地で見られる現像である。

こうして今日、沿岸の漁業権漁業は、その生産力の向上あるいはむしろ漁業自体の存続のためにも、漁業者集団の、漁村の全産業従事者の、全住民の、さらには同一海区に関係する全地域社会の、漁場管理のための共同体制を創りあげていくことが必要となっている。以下、このような漁場共同管理への歩みを、志摩漁村の二つの地区を事例として検討したい。

二、漁場利用秩序解体と村落——志摩町御座——

先志摩半島の先端で志摩町内でも孤立した位置にある御座地区は、英虞湾口という、漁業的にも観光地としても有利な条件を生かした、まとまりのよい地区であった。そこでは戦前から町村合併の昭和二九年まで、村長＝漁業組合長の体制がとられ、村民のほぼ全戸が漁協の正組合員であり、漁協加入資格が漁業従事日数でなく村民としての義務履行（代表的には村内の葬式に香典を持参すること）の有無によって判定されるなどのことと示されるように、伝統的に漁業（協同）組合が地区の中枢統合組織としての役割を果たしてきた。世帯数三百弱、内約三分の一が漁家で、共同漁業権による磯物採捕

と組合員の入札による小型定置、区画漁業権による真珠養殖がその中心をしてきた。カツオが熊野灘に接近するころこの定置網でとれる生餌用のイワシは、いわば独占市場としての価値をもつていたが、近年、餌の保存法が進歩し、他漁場でとれるものも使われるようになつたことと、この網の水揚自体の減少もあり、経営状態も思われたくない。この網の入札金が村の神社、寺の維持・管理、各種団体への補助金等にも支出されてきていたので、この財源の逼迫は、漁業者には沿岸漁業振興のためにのみこれを使うべきとあるとの要望を強めさせ、また、観光地化により民宿や売店が増加した結果、村内で身内に観光関係者がいない家はないといわれる状況になり、この面からも漁獲物の組合集荷の乱れが指摘されてきていた。昭和四八年に組合長に就任したY.H.氏は、①神社、寺の管理の組合からの切離し、②組合員の正・準・非別化、③漁業収益の漁業振興のための使用、④生活改善等（節約）、⑤海の汚染防止のため、盆の供物を海へ流すことの中止、といった方針をかかげたが、⑥を除いては進展がみられず、かえって村内に宮利主義的な雰囲気をかもし出すことになった。五六年に組合長をついだY.H.氏は、この改革の凍結、現状維持の方針をとったが、全体として漁協の役割の低下は否定できず、漁村社会秩序の動搖が強まつた。

こうした中で、五九年以降、漁場利用秩序を侵犯する事件があつて起つた。しかもこれらの事件は、漁協＝村内で解決できず、現在五つの訴訟等で争われているのである。これらの被告に当たる人の名（組合定款第十五条(3)「この組合の事業を妨げる行為をしたとき」適用）は全く考えられていない。この意味では「漁協＝村

落」体制（後藤和夫）は、現実の経済関係とは切離されて維持されているようである。そして、こうした苦い経験を通して新たな漁場秩序の再編がなされるであろうが、この時とりうる一つのタイプの取りくみを、船越の事例で考えてみたい。

三、漁村社会の変容と自治会づくり——大王町船越——

先志摩半島の付根にある船越地区は、昭和二九年に波切地区他と合併して大王町をなすが、早くから商品経済化と階層分化がすすみ、真珠養殖業も戦前すでに一時代を画する発展を見せていた。戦後、真珠養殖業はさらに大きく広がる（漁場開放）が、四二年をピークとして急速な不況の波にのみこまれ、大手を中心にして倒産が続き、借金の担保となっていた土地の流出がすすんだ。四五年前後のドン底の時期は、「列島改造」による観光開発ブームで、当地区でも開発への誘いは強まつた。

昭和四八年、町は旧船越村有地（村民入会山）を売却し、その代金の二割（四八〇〇万円）を当地区に還元してきた。この金の受入れをめぐって、伝統的な「組長会」組織の性格が検討されたが、住民の総意をまとめて町と交渉しうる住民の自主団体として新たな組織（自治会）をつくる必要があるとの結論に達した。そして議論を重ねた末、同年、自治会の発足をみ、上記還元金を受けとった。

翌四九年は真珠養殖区画漁業権の免許更新の年で、密殖防止のため免許筏台数は一挙に三分の一に減らされてしまった。この年、当地区で観光開発を計画した一企業が、開発についての漁協の同意を求めてきた。この申し出の処理をめぐって漁協理事会は二分され、漁業者の利益優先を重視した議長・組合長の一案で「同意」は斥けられた。この争いの中で、漁協の中から、開発賛成派の多かった非漁業組合員を組合からの排除しないと漁業が守れないとの声が強ま

り、改めて組合員資格の厳密化が行われた（正組合員六六二人→四二六人）。「組長会」は戦前來、漁業組合の地域組織でもあつたが、漁協が漁業者団体に純化していくにつれて自治団体としての性格を弱めていき（町行政末端化）、それゆえに実質的な自治組織として自治会を別途必要とするにいたつたと考えられる。石油ショックとともに開発熱もさめ、真珠の景気ももち直すなどで、漁業環境を守ることができたのである。

自治会はその後、この還元金で土地を購入し、これを町に寄付してこの土地に公民館を建設するよう、町にたいして要求中である。また、住民要望のとりまとめ（初寄り）、地区年中行事（夏祭り、新式など）の維持、地区財産管理などを行つていている。地区内の十三の組から各一名の委員（内一名は組長）を選出し、運営されているが、この委員を組長と非組長に分けて職業構成を比較すると、前者には漁業者、雇用者が多く、後者には商工自営が多い特徴がみられる。

四、まとめ

漁場管理には、土地の場合とはちがつた特徴がある。①漁場については利用権しかない、②環境条件としてより広域の影響下にある、③地先漁場支配については村落共同体的意識の残存がある、④漁場の境界をめぐる隣接地区との根深い対立の存在。それゆえに、こうした条件をふまえ生かしつつこれらを乗りこえる、共同的漁場管理体制・村落社会再編が求められている。その内容は、①漁場における漁業生産管理のための共同組織としての漁業者の連帶（漁協を組合員）、②地先海面全体にわたる海面の監視、自然景観保全等にかかる環境管理のための共同組織としての、準組合員をまきこんだ漁協の目的的活動、③地域の生産・生活の構成や様式を漁業と調和で

きるものにする地域社会全体の再編（非組合員をふくむ全住民的連帶の形成）であり、こうした重層的連帶とそれにもとづく海区的（究極的には地球的な）連帶への拡大が、今後の重要な課題となろう。六〇年度より新たに始められた国の施策「活力ある漁村の形成」は「沿岸域計画・漁の推進」等と内容としてかかげているが、漁業の計画化とその主体形成が「資源、漁場の合理的管理」を一つの軸として「住みよいむらづくり」（高齢者問題が一視点となっている）として展開されようとしていることにも、漁民層分解や開発政策の動向ともにかかわって注目しておきたい。